平成２４年（フ）第３２５号
福井県坂井市春江町江留上大和４番地４　ビバリーヒルズ423号室
債務者　河合　忠頼
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２８号
福井市下荒井町第12号218番地　第２ハイツグロリヤ103号、旧住所福井県鯖江市冬島町第９号３番地57
債務者　水野　紀子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３８号
福井県坂井市丸岡町一本田中第34号76番地　マースⅠ－Ａ棟101号室、旧住所愛知県小牧市大字二重堀246番地　サンロード二重堀Ｃ棟102号
債務者　永坂加代子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５２９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目18番12―302号
債務者　神吉　尚美（旧姓能登）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６６８号
兵庫県尼崎市潮江２丁目14番12号
債務者　丸岡　孝行
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６６９号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目19番27号マンショントキワ102号
債務者　松本　誠子（旧姓栗栖）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４２号
山口県宇部市大字東須恵1959番地４
債務者　富永　圭子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第５０２号
北九州市八幡西区幸神１丁目７番36―407号
債務者　西　　大樹
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７３４号
福岡県中間市池田１丁目３番22号スリーワンスリーヒルズＢ101号
債務者　池田　美香（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２９４号
岩手県紫波郡紫波町日詰字朝日田37番地５　町営朝日田住宅103号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第９地割36番地２
債務者　武田　君子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１４５号
福島県須賀川市緑町86番地１
債務者　石井　勝浩
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
福島県郡山市富久山町久保田字山王舘38番地
債務者　菊地　恵美（旧姓安斉）
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１４８０号
名古屋市名東区貴船１丁目40番地　三幸ビル101号、従前の住所名古屋市昭和区御器所１丁目13番３号
債務者　平野　妙子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７７１号
愛知県津島市愛宕町７丁目43番地
債務者　平野　順士
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９４号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番９―408号
債務者　日浦みどり
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８５号
神戸市中央区下山手通７丁目17番２―409号、従前の住所兵庫県三木市福井２丁目１番16号
債務者　神澤五十鈴
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９０９号
神戸市須磨区大池町４丁目１番31―1115号、従前の住所神戸市須磨区大手町２丁目３番３号
債務者　太田　新吾
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部